平成２９年（再イ）第７４号
愛知県春日井市松新町５丁目３番地22　メルベーユ405（住民票上の住所）東京都大田区西蒲田６丁目２番14号　第５富士美ハイツ202
再生債務者　南雲　秀生
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年６月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年６月20日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（再イ）第７９号
名古屋市中区栄４丁目３番７号　シエルブルー栄1011号室（住民票上の住所）愛知県江南市飛高町門野229番地４
再生債務者　村信　　遥
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年６月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年６月20日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（再イ）第５号
大津市大江８丁目114番地の３
再生債務者　塚本　　武
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年６月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年６月21日
大津地方裁判所民事部再生係

平成２８年（再イ）第６０号
京都市中京区聚楽廻西町102番地（再生手続開始決定時の住所）京都市山科区北花山中道町99番地６　ベルファミーユ花山203
再生債務者　増岡　佑樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年６月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年６月21日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２８年（再イ）第１１６号
京都府宇治市伊勢田町南山３番地の１　ヴェールハイツスミヨ202号
再生債務者　上床　利治
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年６月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年６月21日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２９年（再イ）第６号
京都市伏見区深草フチ町61番地２
再生債務者　加藤詔一郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年６月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年６月21日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２９年（再イ）第９号
大阪府富田林市金剛錦織台14番５号
再生債務者　大原　秀夫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年６月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年６月20日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２９年（再イ）第２４号
大阪府柏原市大字高井田1572番地の11
再生債務者　園田　健二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年６月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年６月20日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２９年（再イ）第４３号
北海道江別市東野幌本町７番地の１　のっぽろシティハウス　Ｄ棟503号室
再生債務者　佐々木勝彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年６月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年６月21日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（再イ）第４号
茨城県龍ケ崎市中根台５丁目８番地２
再生債務者　谷口比呂志
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年６月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年６月21日
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

平成２９年（再イ）第１号
栃木県芳賀郡芳賀町祖母井南２丁目11番地２
再生債務者　寺本　昌弘
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年６月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年６月21日
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２８年（再イ）第４号
富山県黒部市中陣77番地
再生債務者　地田　悟史
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年６月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年６月21日　富山地方裁判所魚津支部

平成２８年（再イ）第２７号
愛媛県松山市南高井町635番地４
再生債務者　西川　友基
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年６月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年６月21日　　松山地方裁判所民事部

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加申込書の提出を求める公示

平成29年７月４日
独立行政法人住宅金融支援機構契約担当役
財務企画部長　平井　光夫
次のとおり、参加申込書の提出を招請します。
1　当該招請の主旨
資産自己査定システムに係る地価データの納入業務（以下、「本件業務」という。）については、資産自己査定システムで使用する路線価、公示地価及び基準地価について、最新の内容に更新する必要があることから、４の応募要件を満たす者について、参加申込書の提出を招請する公募を実施するものである。
応募の結果、４の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本件業務を実施した実績がある法人等（以下「特定法人等」という。）との随意契約による契約手続に移行する。
なお、４の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定法人等と当該応募者に対して一般競争入札（最低価格落札方式）による入札書の提出を要請する予定である。
2　業務概要
(1)　業務名　資産自己査定システムに係る地価データの納入業務
(2)　業務内容　資産自己査定システムで使用する路線価、公示地価及び基準地価に係るデータを調達するものである。
(3)　履行期限　平成29年10月16日
3　業務目的
本件業務は、資産自己査定システムに使用する路線価、公示地価及び基準地価に係るデータについて最新の内容に更新できるよう、更新事業者（資産自己査定システムの著作権を保有する事業者）へ納入することを目的とする。
4　応募要件
(1)　当該契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
(2)　平成28・29・30年度独立行政法人住宅金融支援機構競争参加資格「物品の販売」の資格を有する者、又は平成28・29・30年度国の競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」の資格を有する者であること。